

○比布町農業委員会総会規則

(昭和32年7月20日農業委員会規則第2号)

改正 昭和51年12月1日農委規則第1号 平成10年3月26日農委規則第1号

比布町農業委員会総会規則

(議事規則)

第1条 比布町農業委員会の総会(以下「総会」という。)は、法令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(総会の招集)

第2条 総会は会長が必要と認めたときに招集する。ただし、農業委員会の選挙による委員の一般選挙後最初に行われる総会は、町長が招集する。

2 会長は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく総会を招集しなければならない。

(1) 3分の1以上の在任する委員から書面で総会に付すべき事項を示して、総会を招集すべき旨の請求をされたとき。

(2) 北海道知事が法令に基づいて議案を示して再議を命じたとき。

(3) 比布町長より諮問があったとき。

(総会の通知及び公示)

第3条 会長は、総会の日時、場所及び議題、その他必要な事項を定め、これをすべての委員に通知するとともに、公告式条例(昭和25年比布町条例第9号)による公示をしなければならない。

2 前項の通知及び公示は、緊急やむを得ない場合を除き総会の日前3日までにしなければならない。

(議長)

第4条 会長は、総会の議長となり議事を整理する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第5条第5項の規定により会長の職務を代理する者(以下「会長代理」という。)がその職務を代理する。

(審議事項の制限)

第5条 総会は第3条第1項の規定による通知及び公示した議案についてのみ審議することができる。ただし、第10条の場合はこの限りでない。

(総会の成立)

第6条 総会は、在任する委員の過半数が出席しなければならない。ただし、北海道知事が法令に基づく事項を処理させる場合はこの限りでない。

(委員の欠席又遅刻)

第7条 委員は、疾病その他の事故により総会に出席できないとき又は遅刻するときは、あらかじめ書面又は口頭によりその事由を会長に届出なければならない。

(議席の決定)

第8条 議席はくじで決める。ただし、農業委員会の選挙による委員の一般選挙後最初に行われる総会の議席は、いろは順又は年齢順とする。

(発言)

第9条 委員は、議案について自由に質疑し又は意見を述べることができる。

2 委員は、発言しようとするときは議長の許可を受けなければならない。

3 法令に基づいて出席した小作官、小作主事、その他委員会の同意又は要求により総会に出席した者が発言しようとするときも、前項と同様とする。

(動議の制限及び追加議案)

第10条 動議は、出席委員の3分の1以上の同意がなければこれを議案として審議することはできない。

2 議長が緊急又は特に必要と認めた追加議案についても前項と同様とする。

(議事参与の制限)

第11条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。ただし、法令に基づいて北海道知事の承認を受けたときはこの限りでない。

(議決の方法)

第12条 総会の議事は、出席委員の過半数で決める。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 議決にあたり可否を表明しない者は棄権したものとみなす。

(裁決の方法)

第13条 裁決は、起立又は挙手による。重要な事項については投票による。

(特別委員会)

第14条 総会において必要と認めたとき又は農業委員会の業務に関し会長が特に必要と認めたときは、随時特別委員会を開くことができる。ただし、特別委員会の行ったことについては、その顛末を総会に報告して総会の確認を得なければならない。

2 特別委員会の長は特別委員の互選とし、特別委員会の招集はその長と協議して会長が招集するものとする。

3 特別委員会の行ったことについては記録を作成するものとし、その記録には特別委員全員が署名捺印するものとする。

(議事録)

第15条 会長は、議事録を作成しなければならない。議事録には次の事項を記載する。

(1) 総会始終の年月日及び時刻

(2) 委員の出欠席と出席者の職氏名及び傍聴人の住所、氏名、年齢

(3) 総会に附した議題

(4) 議事及び議決の要旨

(5) 選挙の顛末及び当落選者の氏名及び投票数

(6) その他必要と認められる事項

2 議事録には、会長及び総会において認められた2人以上の委員が署名捺印しなければならない。

3 議事録は、農業委員会事務局に備え、一般の縦覧に供しなければならない。

(総会の公開)

第16条 委員会の総会は公開する。

(傍聴人)

第17条 傍聴しようとする者は、議場に入る前に書面をもって住所、氏名、年齢を明示し、議長の許可を得なければならない。

2 銃器、その他危険な物を持っている者、酒気をおびている者、その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認められた者は、傍聴人として入場することができない。

3 傍聴人は、定められた場所以外に入ってはならない。

4 傍聴人は、議場において発言し、その他喧騒にわたる行為をしてはならない。

5 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

6 議長は、その指示に従わない傍聴人を退場させることができる。

附 則

この規則は、昭和32年7月20日から施行する。

附 則(昭和51年12月1日農委規則第1号)
この規則は、昭和51年12月1日から施行する。

附 則(平成10年3月26日農委規則第1号)
この規則は、平成10年4月1日から施行する。